

12

熱中症予防の取組みについて

守山さん



さて、今まで色々な視点から熱中症について見てきたね。
統計データや実際の現場の状況、WBGT や暑さ対策製品など...



鎌倉 かけるくん

初めはどうなることかと思いましたが、
今は安全衛生担当者として頑張っていきたい気持ちでいっぱいです！

安全衛生や熱中症対策は一度学べば終わりではなく、
毎年変わる気候や業務内容等に合わせて適した対策をとる必要がある。
担当者だけでなく、従業員一人一人が安全の意識を常に持つことも大事だから
セミナー等を利用してきちんと教育を受ける時間を作ることもおすすめだよ。

本格的に暑くなってからではなく、例えば毎年春頃に熱中症対策講座を
受けられると健康管理や安全への意識ももっと高まると思います！
社内全体で安全管理への意識を高められるよう取り組んでいきたいです！

そうだね。まだまだ学べることはたくさんあるし、
これからも従業員全員が健康で安全に毎日働けるような
快適な作業環境を作れるように一緒に頑張ろう！

はい！守山さん、ここまでありがとうございました！

解説

さて、ここまで12回にわたって、熱中症について様々な視点から、皆さんと一緒に見てきましたが、限られたスペースの中では伝えきれなかったこともたくさんあり、別の機会で改めて紹介をしたいと思いますと考えています。熱中症や暑さ対策は、一度勉強してしまえばもう万全、というものではありません。常に酷暑にさらされている現場では日ごろから熱中症を意識し、適した対策をとることも積極的に取り組めるとは思いますが、多くの職場では、夏の暑いときにだけ問題となるため、日ごろから意識することが難しいのではないのでしょうか？第8回『職場における熱中症予防のポイント』で解説したように、熱中症対策の一つに「安全衛生教育の実施」という項目があります。熱中症に限らず労働安全衛生教育の実施は、従業員一人一人が必要十分な知識を習得し、常に健康、安全の意識を高く保つためにも大変重要な項目です。熱中症対策として定期的な教育スケジュールを組み込むことは大変有効であると考えられますが、定期的に教育の機会を設けることが難しい場合でも、夏のシーズンの1か月前ころ、あるいは暑熱作業現場で仕事をする1か月くらい前のタイミングで教育の機会を設けることで効果的な意識づけができるのではないのでしょうか？熱中症予防教育は、労働安全衛生法第59条3項に規定された「特別教育」に準じた教育とみなされ、教育の内容については、平成28年に発せられた基安発0229号第1号『平成28年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について』のなかで、熱中症対策指導として、「作業を管理するもの向け」「労働者向け」の労働衛生教育内容が示されています（別表を参照してください）。作業を管理する者はもちろんのこと、作業員自身も熱中症に対する正しい知識と、予防についての理解がなければ、熱中症災害を防ぐことはできません。学べるときにしっかり学んで、正しい対策ができるようにしましょう。熱中症教育を実施するにあたり、その講師については基発第一四八号『安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について』のなかで次のように規定しています。

「イ 安全衛生団体が行う特別教育等については、引き続きその適正化が図られるよう実施内容、方法等について必要な指導を行うこと、特に当該教育を担当する講師（以下、「インストラクター」という。）については、十分な知識、能力、経験等を有する者を当てさせること。また、資質の向上については必要に応じ特別教育等に必要な知識等を付与するための研修（特別教育インストラクター養成講座）を安全衛生教育センター又は安全衛生団体の本部が主体となって実施することとする。なお、企業自らが実施する場合の教育担当者についても、当該研修に積極的に参加するよう勧奨すること。」（基発第一四八号『安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について』「一 安全衛生教育の区分について」「（二）就業時における安全衛生教育」「② 特別教育等関係」）この規定の意味するところは、十分な専門知識を持ち、インストラクターとしての資格を有す、あるいは研修を受けている人を講師とすべき、ということですが、さらに言えば、知識や講習スキルに加えて知見・経験に富んだ人に講師を依頼することが望ましいといえます。

鎌倉製作所では、暑熱対策製品を開発・製造しており、熱中症に対する知識・知見の蓄積にも積極的に取り組んでおります。もし製造現場での熱中症予防教育について関心がおありでしたら、熱中症予防労働衛生教育インストラクター受講経験のある者による熱中症予防講座を開講いたします。詳細はメールまたはお電話にてお問い合わせください。

基安発0229第1号 [別表1]

<作業を管理する者向けの労働衛生教育>

科目	範囲	時間
1 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
2 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例 	150分
3 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置 	15分
4 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例 	15分

合計 3.5時間

基安発0229第1号 [別表2]

<労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）>

科目	範囲	時間
1 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状 	—
2 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ WBGT値の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、服装、日常の健康管理等） 	—
3 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時の救急措置</u> 	—
4 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例 	—

※下線部は日常教育事項